

交通災害共済

令和4年度
申込
受付中

年間1人

ほぼすべての
交通災害に
対応!!

500円

ワンコインで
家族を守る

会費が
安い



共済期間

令和4年4月1日
～令和5年3月31日

(4月1日以降の加入については
申込日時から共済期間が始まります)

交通災害共済とは?

日本国内の交通事故により災害を受けた方に対して見舞金支給を行う制度です。
自動車での事故はもちろん、自転車の事故も対象となります。
見舞金は下表のとおりとなります。(一部抜粋)

区分	災害の程度	見舞金額
死亡	死亡	1,000,000円
傷害	基本額 実治療日数が3日～10日	20,000円
	加算額 11日目以降	基本額に下記金額を加算 入院1日につき2,000円 通院1日につき1,000円
交通事故 証明書が ない場合	実治療日数が3日以上 の傷害、死亡等に 該当し、かつ、自動車 安全運転センター所 長の発行する交通事 故証明書がない場合	10,000円

① 地域安全課窓口にある申込用紙にて必要事項を記入し掛金を納入

② 地域安全課 ☎801-5662

詳細は長崎県市町村総合事務組合ホームページでご確認ください!

長崎県 交通災害共済 [検索](#)



▲詳しくはこちら